放課後児童クラブ利用料
軽減のお知らせ

放課後児童クラブの年間での利用者の利用料を軽減します

☆減免後の利用料

通常月	１人目	２人目	３人目以降
要保護 （生活保護）	2,000 円	1,000 円	1,000 円
準要保護 （生活保護に準ずる）	3,700 円 （4,300 円）	2,000 円	2,000 円
きょうだい加入	減免なし 5,000 円（6,600 円）	3,700 円 （4,300 円）	2,000 円

※利用料にはおやつ代が含まれます。（　　）内は８月利用料。

【きょうだい加入の例】



(弟) １年生　(姉) ３年生
5,000 円 ＋ 3,700 円
＝ 8,700 円

☆対象者

下記の１．２または１．３を満たす方が対象となります。

1.年間登録児童（※１）

2.きょうだいで同時に年間利用加入する場合、年少児から数えて２人目以降の児童

3.生活保護またはこれに準ずる世帯の児童（※２）

※１登録のみで利用実績が少ない場合は減免になりません。

※２生活保護に準ずる世帯とは、就学援助で「準要保護に認定された方」です。

☆申請手続き

・減免申請書の提出が必要です。申請書は奥出雲町ホームページからダウンロードしてください。また、各児童クラブまたはこども家庭支援課にもあります。



【問合わせ先】奥出雲町役場　仁多庁舎　こども家庭支援課（2F）
電話：５４－２５０４